

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

1,4-ジオキサンに関する排水基準が改正されます。水質汚濁防止法における1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準について、現行の措置が平成27年5月24日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定基準が定められました。

【1,4-ジオキサンに関する暫定排水基準の見直し】

業種	基準値(改正後)
エチレンオキサイド 製造業	6 mg/L (適用期間:施行日から3年間)
エチレングリコール 製造業	6 mg/L (適用期間:施行日から3年間)

※「感光性樹脂製造業」「下水道業」については、暫定排水基準から一般排水基準(0.5mg/L)へ移行されます。

施行日 平成27年5月25日

水質汚濁防止法に関する各種水質分析についてのお問い合わせは
下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨
環境分析課 池田博一、入野一人
営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 改正の背景

平成24年5月、水質汚濁防止法による有害物質1,4-ジオキサンを追加し、0.5mg/Lを許容限度とする排水基準を設定しました。(平成24年5月25日施行)
その際、直ちに排水基準に対応することが著しく困難と認められる一部の工場・事業場(5業種^(※))に対して、平成27年5月24日までの3年間、「ポリエチレンテレフタレート製造業」については、2年間)の経過措置として、暫定排水基準を設定しました。

(※)5業種とは、「感光性樹脂製造業」「エチレンオキサイド製造業」「エチレングリコール製造業」「ポリエチレンテレフタレート製造業」「下水道業」です。

2. 改正内容

業種	改正後の基準値	現行の基準値
感光性樹脂製造業	0.5mg/L (本改正により一般排水基準へ移行)	200mg/L
エチレンオキサイド製造業	6 mg/L (適用期間：施行日から3年間)	10mg/L
エチレングリコール製造業	6 mg/L (適用期間：施行日から3年間)	10mg/L
ポリエチレンテレフタレート製造業	0.5mg/L (一般排水基準へ移行済み(平成26年5月))	
下水道業 [※]	0.5mg/L (本改正により一般排水基準へ移行)	25mg/L

※感光性樹脂製造業に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。

3. スケジュール

公布日：平成27年5月 1日

施行日：平成27年5月25日